

宇都宮市国土強靱化地域計画

平成29年3月
宇都宮市

目次

第1章	はじめに	1
1	背景・目的	1
2	本計画の位置付け	1
3	計画期間	2
第2章	地域計画策定の基本的な考え方	3
1	基本理念	3
2	基本目標	3
3	基本方針	4
第3章	脆弱性評価	5
1	脆弱性評価の考え方	5
2	想定するリスク	5
3	基本目標の妨げとなる起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	5
4	施策分野	7
5	リスクシナリオを回避するための現状分析・評価	7
6	評価結果の総括	9
第4章	強靱化の推進方針	10
1	施策分野ごとの推進方針について	10
2	推進方針	11
第5章	計画の推進と進捗管理	28
1	各種施策の推進と進捗管理	28
【別紙1】	リスクシナリオごとの脆弱性評価結果	29

第1章 はじめに

1 背景・目的

国においては、東日本大震災の発生などを踏まえ、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するため、平成25年に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」を制定し、基本法に基づき「国土強靱化基本計画（以下『国基本計画』という。）」を、また、栃木県においては、国基本計画と調和を図りながら「栃木県国土強靱化地域計画（平成28年2月策定：以下『県地域計画』という。）」を策定したところです。

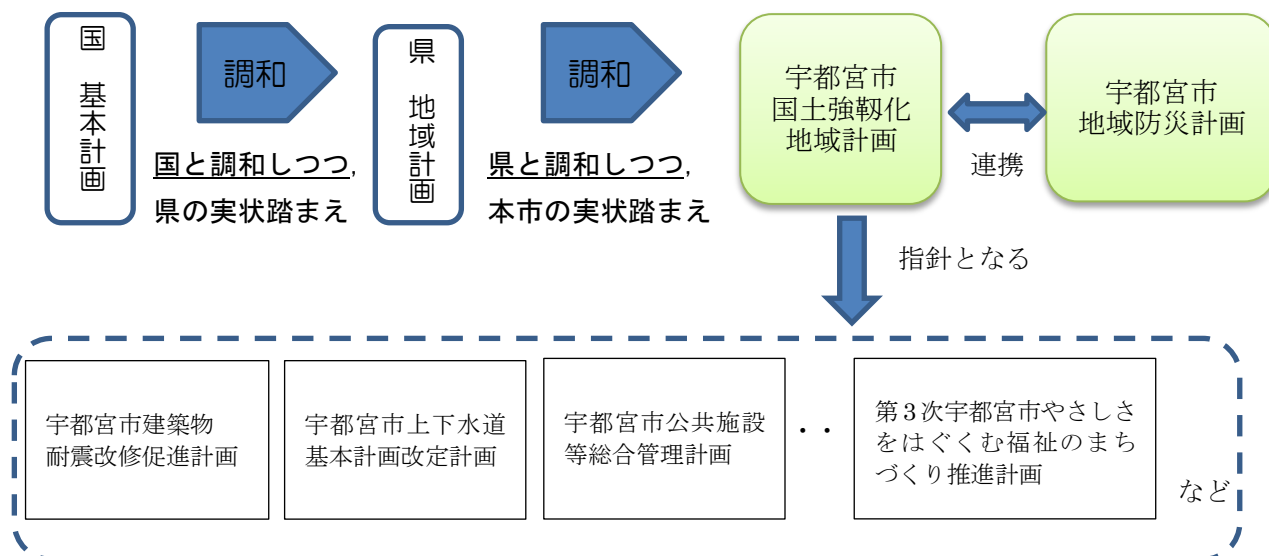
このような中、本市においても、東日本大震災以降も平成27年9月関東・東北豪雨により大きな被害が発生するなど、災害時においても市民の生活を守るとともに、被害の低減を図り、最悪のリスクを回避する災害に強いまちづくりの推進が必要となっていることから、自然災害などに備え、強くしてしなやかなまちづくりに総合的かつ計画的に取り組むため「宇都宮市国土強靱化地域計画（以下『本計画』という。）」を策定します。

2 本計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条の規定に基づき、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として策定するものです。

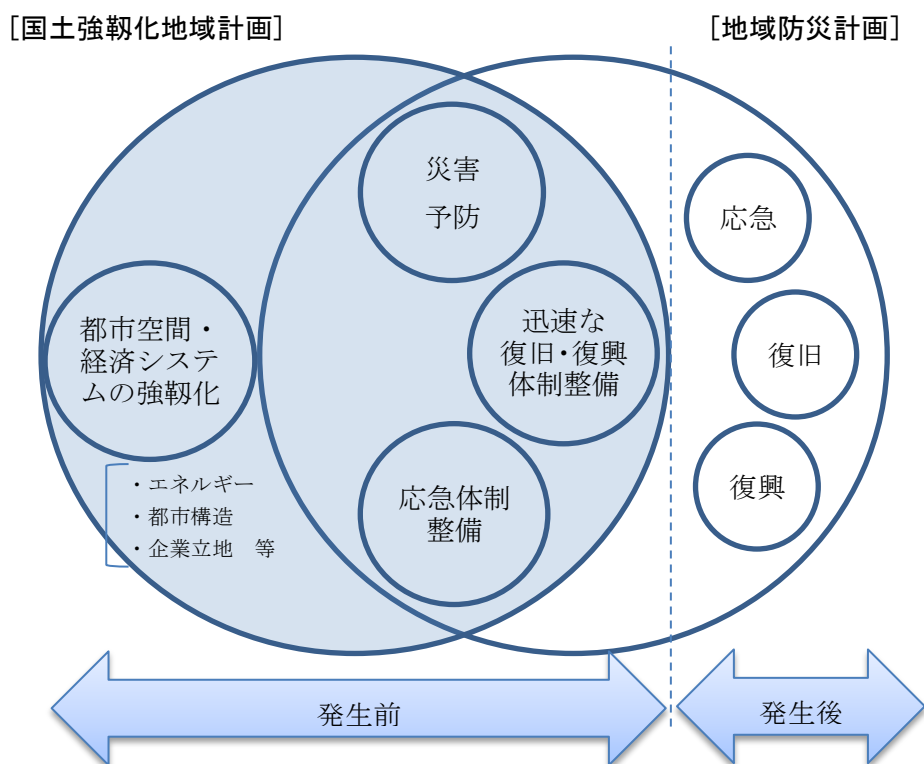
また、県地域計画が、本市を包含する県土全域に係る計画であることを踏まえ同計画との調和を保つとともに、地域防災計画と連携して、国土強靱化に関して、本市における様々な分野の計画等の指針となるものです。

【参考】計画の位置づけイメージ



【参考】地域防災計画との関係イメージ

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	自然災害全般を想定し地域社会の強靱化	災害の種類ごとの発生時の対応力の強化
対象フェーズ	災害発生前	災害発生時・発生後も含む
施策の設定方法	人命保護や被害最小化などを図るため、最悪の事態を回避する施策	予防・応急・復旧などの具体的対策
施策の重点化・指標	○	—



3 計画期間

本計画は、平成29年度を初年度とする平成33年度までの5年間で計画期間とします。

ただし、計画期間中においても、社会情勢の変化等を踏まえ必要に応じて見直しを行います。

第2章 地域計画策定の基本的な考え方

1 基本理念

我が国では、これまで大規模自然災害の発生するたびに甚大な被害を受け、長期にわたる復旧・復興を繰り返してきました。

また、栃木県は、比較的大規模自然災害が少ない地域とされてきましたが、東日本大震災や平成27年9月関東・東北豪雨でも大きな被害が発生しており、本市においても、これらの自然災害で少なからず被害が生じるとともに、地域の自然災害に対するリスクが確認されるなど、より一層の防災・減災に総合的かつ計画的に取り組む必要が生じています。

このため、いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 市民の生命の保護が最大限図られること
- ② 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧・復興

を目指し安全・安心なまちづくりを推進します。

2 基本目標

基本理念に基づき、本市の強靱化を推進するために必要な事項として、以下の8つの基本目標を設定します。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること
(それがなされない場合の必要な対応を含む)
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保すること
- ④ 必要不可欠な情報通信機能は確保すること
- ⑤ 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせないこと
- ⑥ 生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させないこと
- ⑧ 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

3 基本方針（強靱化推進にあたっての視点）

本市では、少子・超高齢化、人口減少社会に対応するため、人・モノが活発に交流し持続的に発展できる都市である「ネットワーク型コンパクトシティ」を目指しており、その実現は、居住誘導による地域防災力の向上や、都市機能の誘導による医療や物資の効果的な供給・確保、総合的な交通ネットワークの構築による災害時の緊急輸送道路や避難路の確保、迅速な復旧・復興などに寄与すると考えられます。

また、本市は、首都東京から約100kmの首都圏北部に位置し、東西・南北の交通の要衝としての地理的優位性、首都直下型地震の発生確率が首都圏において比較的低いという特徴を有しており、災害時の相互応援体制など県や周辺市町等との連携強化により、広域的な防災・救援機能の充実を図ることで、国及び県全体の強靱化に貢献すると考えられます。

そのため、これらの視点を十分に踏まえるとともに、本市を包含する県土全域における強靱化推進の視点を有する県地域計画の基本方針との調和に留意し、以下の方針に沿って強靱化を推進します。

(1) 基本姿勢

- ・ 人口減少など社会情勢を踏まえた施策推進
- ・ 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮すること
- ・ 人とのつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、自助、共助および公助を基本に、関係機関等と適切な連携・役割分担をすること

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ・ ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせること
- ・ 非常時における効果発揮のみならず、平時における市民の豊かさの向上にも留意すること

(3) 効果的な施策推進

- ・ 選択と集中による施策の重点化を図ること
- ・ 既存の社会資本の有効活用および効率的な維持管理の推進
- ・ 民間投資の促進

第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

国基本計画，県地域計画では，基本法第17条第1項の規定に基づき，大規模自然災害等に対する脆弱性の分析・評価（以下「脆弱性評価」という。）の結果を踏まえ，国土強靱化に必要な施策の推進方針が定められています。

本計画の策定においても，以下の手順により脆弱性評価を行い，強靱化のための推進方針を策定します。

- ① 想定するリスクの設定
- ② 基本目標の妨げとなる起きてはならない最悪の事態（以下「リスクシナリオ」という。）の設定
- ③ 施策分野の設定
- ④ リスクシナリオを回避するための現状分析・評価

2 想定するリスク

国基本計画，県地域計画においては，「大規模自然災害全般」を想定しており，本市においても，本市地域防災計画を踏まえ，遠くない将来に発生の可能性が予測されている大地震をはじめ，がけ崩れ，竜巻，台風等による風水害など，大規模自然災害全般を想定します。

3 基本目標の妨げとなる起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

脆弱性評価は，基本法第17条第3項の規定に基づき，リスクシナリオを想定した上で行うものとされており，国基本計画や県地域計画との調和に留意しつつ，本市の地域性を考慮して，「基本目標」の妨げとなる，起きてはならない最悪の事態として，23の「リスクシナリオ」を以下のとおり設定します。

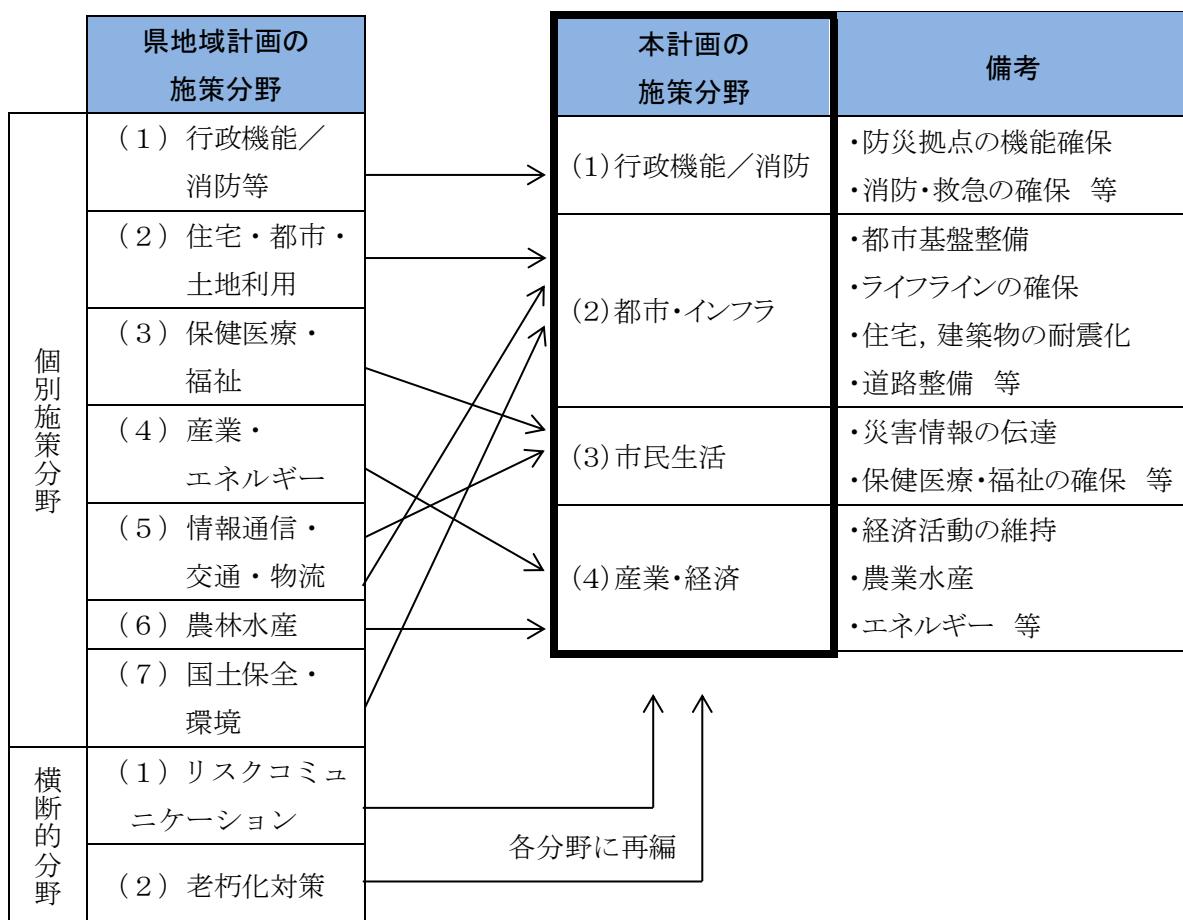
リスクシナリオ

基本目標		No.	リスクシナリオ
1	人命の保護が最大限図られること	1-1	建物等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-3	大規模な土砂災害・陥没等による多数の死傷者の発生
		1-4	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	救助・救急，医療活動等が迅速に行われること（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等，生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3	救助・救急，医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶，医療施設及び関係者の絶対的不足・被災，支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への飲料水・食糧等の供給不足
		2-5	被災地における感染症等の大規模発生
3	必要不可欠な行政機能は確保すること	3-1	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能は確保すること	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
5	経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせないこと	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の経済活動の停滞
		5-2	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止
		5-3	食料等の安定供給の停滞
6	生活・経済活動に必要な最低限の電気，ガス，上下水道，燃料，交通ネットワーク等を確保するとともに，これらの早期復旧を図ること	6-1	電力供給ネットワークや石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	水道，汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-3	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な二次災害を発生させないこと	7-1	ため池，防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-2	有害物質等の大規模拡散・流出
		7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家，コーディネーター，労働者，地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊，治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

4 施策分野

本計画では、効果的に強靱化を推進するため、第2章において設定した基本目標や基本方針を踏まえ、ハード・ソフト対策の適切な組合せや、地域社会・経済の強靱化、市民の分かりやすさ、一体的・効果的な取組の推進などの視点を総合的に勘案し、「行政機能／消防」、「都市・インフラ」、「市民生活」、「産業・経済」の4つの施策分野を設定します。

(参考) 県計画と本計画の施策分野



5 リスクシナリオを回避するための現状分析・評価

各リスクシナリオに対し、施策・事業の進捗状況の観点などを含め、現状分析・評価を実施しました。評価結果については、【別紙1】「脆弱性評価シート」のとおりです。

<参考> 主な評価結果（事前に備えるべき目標およびリスクシナリオごと）

1. 人命の保護が最大限図られること：リスクシナリオ1-1から1-4
<ul style="list-style-type: none"> ○本市の住宅・建築物の耐震化率は、概ね順調に推移しているが、最大クラスの地震被害想定では甚大な被害が想定できるため、更なる耐震化の促進が必要 ○社会資本の老朽化対策や市街地整備、治水・土砂災害対策等の推進が必要 ○各種災害に対応したハザードマップの有効活用、関係機関と連携した情報収集・伝達体制の確保、警戒・避難体制(要援護者、外国人等含む)、防災訓練、地域防災力の向上などのソフト対策の充実強化が必要

<p>2. 救助・救急，医療活動等が迅速に行われること（それがなされない場合の必要な対応を含む）： リスクシナリオ 2-1 から 2-5</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時に必要となる食料，飲料水，防災用資器材，医薬品などの計画的な備蓄や，流通備蓄に係る関係機関・民間事業者等との協力体制の一層の強化が必要 ○救援物資等を迅速かつ確実に輸送するため，県等と連携した緊急輸送体制の整備や，ネットワーク型コンパクトシティの形成を見据えた緊急輸送道路をはじめとする道路ネットワークの計画的な整備・維持管理が必要 ○近隣都市等との広域的な相互応援・受援体制の充実強化が必要 ○災害時の医療救護活動を迅速かつ効率的に実施するため，救護班，救護所の設置などに係る医療関係機関との連携強化が必要
<p>3. 必要不可欠な行政機能は確保すること：リスクシナリオ 3-1</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害活動拠点や防災上重要な市有建築物の保全・耐震化の推進，防災拠点の自立分散型エネルギーの導入促進，業務継続体制の強化，近隣都市との相互応援体制の確保が必要
<p>4. 必要不可欠な情報通信機能は確保すること：リスクシナリオ 4-1</p> <ul style="list-style-type: none"> ○非常用発電機の老朽化対策など災害時に安定した電源を確保するための対策を促進するとともに，災害の種類に応じた多様な情報伝達手段の確立が必要
<p>5. 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせないこと：リスクシナリオ 5-1 から 5-3</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国全体の強靱化に貢献する観点から，首都機能に甚大な被害を生じる災害が発生した場合でも事業継続が担保されるよう東京圏企業の本社機能等の移転促進に向けた取組が必要 ○災害時においても円滑な通行を確保するため幹線道路の整備や，輸送車両等の滞留のための空間の確保など交通結節点への連携強化が必要 ○農業用施設の適切な施設管理など，農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化が必要
<p>6. 生活・経済活動に必要最低限の電気，ガス，上下水道，燃料，交通ネットワーク等を確保するとともに，これらの早期復旧を図ること：リスクシナリオ 6-1 から 6-3</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため，関係機関と連携した緊急時に備えた訓練の実施など災害対応力の強化が必要 ○長期停電を回避するため自立分散型エネルギーの普及拡大が必要 ○水道・下水道・農業集落排水施設等の老朽化対策・耐震化が必要
<p>7. 制御不能な二次災害を発生させないこと：リスクシナリオ 7-1 から 7-3</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国土保全，水資源の涵養等の機能維持・増進を図るため，優良農地・森林の適切な保全管理や，農業水利施設等の老朽化対策や適切な保全管理の推進が必要 ○倒壊建屋等からの有害物質拡散・流出対策など，健康被害や環境への悪影響を防止するための対策推進が必要
<p>8. 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること：リスクシナリオ 8-1 から 8-3</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県や関係機関等と連携し，災害廃棄物を円滑・迅速に処理するための体制整備や，現地復元性のある地図を整備するための地籍調査の推進を図る必要がある ○建設業を担う技能労働者等の育成・確保を図る必要がある ○災害ボランティアの活動体制の強化や，市民の防災意識の高揚を図る必要がある ○人口減少や居住地の低密度化に伴う地域の連帯やコミュニティの衰退によって，地域防災力の低下が懸念される

6 評価結果の総括

(1) ハード対策とソフト対策の適切な組合せによる施策の着実な推進

防災・減災対策など強靱化に資する取組については、ハード対策・ソフト対策ともに、これまでも実施され順調に進捗していますが、最悪の事態を想定し被害を最小限に抑えるためには、更なる取組の強化が必要です。

より強靱なまちづくりを推進するためには、災害時にも機能する道路ネットワークの構築、インフラ等の施設整備及び建築物の耐震化等のハード対策と、自主防災組織の育成、防災訓練・意識啓発などソフト対策を組み合わせる事が重要と考えられます。

今後も、これらの取組を着実に推進し、より効率的・効果的なものとするため、施策の重点化を図りながら、「自助」「共助」「公助」がそれぞれの役割を果たせるよう推進していく必要があります。

(2) 横断的な取組と関係機関等との連携

強靱化に資する取組における個々の施策の実施主体は、庁内においては複数の部局にわたるとともに、市だけでなく、国、県、民間事業者など多岐にわたります。

そのため、部局横断的に取組を推進するとともに、国・県等との十分な情報共有・連携強化、民間事業者や市民との連携・協力により強靱化の取組の和を広げていく必要があります。

第4章 強靱化の推進方針

1 施策分野ごとの推進方針について

脆弱性評価の結果に基づき、リスクシナリオを回避するために必要な施策分野として第3章において設定した4つの施策分野において今後必要となる施策を検討し、以下のとおり、推進方針を定めました。

なお、これらの推進方針は、それぞれの分野の間で、相互に関連する事項があるため、各分野における施策の推進に当たっては、適切な役割分担の下、庁内関係部局が連携を図ることで、施策の実効性や効率性が確保できるよう十分に配慮します。

(1) 重要業績指標(KPI)の設定

計画の進捗管理の観点から、優先化・重点化する施策を中心に、各施策分野におけるリスク回避への貢献度などを勘案し、施策分野ごとに重要業績指標(KPI)を設定しました。

なお、この指標は、今後策定する第6次総合計画基本計画など関連計画における指標設定と整合を図るため、必要に応じて見直しを行っていきます。

(2) 優先化・重点化

限られた資源で効率的・効果的に国土強靱化を進めるためには、優先的に取り組む施策を明確にして、重点的に取組を進める必要があります。

本計画では、「人命保護」を最優先とする観点から、リスクが回避されなかった場合の影響の大きさなどを勘案し、リスクシナリオ単位で優先的に取り組む施策を設定しました。

優先的に取り組む施策に係るリスクシナリオ

基本目標		No.	リスクシナリオ
1	人命の保護が最大限図られること	1-1	建物等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-3	大規模な土砂災害・陥没等による多数の死傷者の発生
		1-4	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われること（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶、医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
3	必要不可欠な行政機能は確保すること	3-1	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

2 推進方針

(1) 行政機能／消防

①行政機能

情報の収集・伝達体制の確保(リスクシナリオ 1-4, 4-1)

災害発生時において、県、市、防災関係機関相互の迅速かつ的確な情報の収集、伝達を確保します。

(主な取組)

- ・防災行政ネットワークシステム等を活用した効果的な情報収集・伝達のあり方の検討
- ・公共土木施設の迅速な復旧に向けた国、県、民間団体等との情報共有の強化

物資、資機材等の備蓄・調達体制の整備(リスクシナリオ 2-1, 5-3)

災害発生直後の被災市民等の生活を確保するため、必要となる物資の現物備蓄及び流通備蓄に計画的に取り組みます。また、備蓄物資の品目の選定については、高齢者、障がい者、女性、乳幼児、食物アレルギーのある者等に十分配慮します。

(主な取組)

- ・被害想定に基づく食料、生活必需品の備蓄の推進
- ・医療機関等との連携による医薬品、資器材等の備蓄の推進
- ・被災住民の避難生活等において必要となる防災用資機材の備蓄の推進
- ・民間業者との新たな協定締結や防災協力事業所等登録制度の推進
- ・災害時の給水体制の整備や他市町村等との協定の締結などにより、飲料水を確保する

帰宅困難者対策(リスクシナリオ 2-4)

大規模災害発生時等において、帰宅困難者が発生した場合に備えた対策を推進します。

(主な取組)

- ・県の帰宅困難者対策協議会設置による連絡体制の整備、収容施設や代替輸送手段の確保等、県や公共交通機関等との連携強化
- ・帰宅困難者のための飲料水や食料等の緊急物資について、交通機関や観光施設、事業所等における備蓄を促進

防災拠点機能の確保及び防災上重要な市有建築物の耐震化(リスクシナリオ 3-1)

・大規模災害発生時における迅速かつ的確な応急対策を実施するため、救出・救助活動、物資輸送活動、医療活動等において重要な役割を担う防災拠点の防災機能を関係機関と連携を図りながら、計画的に整備します。

・「宇都宮市建築物耐震改修促進計画(二期計画)」に基づき、防災上重要な市有建築物の耐震化を推進します。

(主な取組)

- ・市役所本庁舎や消防施設、避難所等の計画的な保全
- ・防災拠点における太陽光発電や蓄電池等の自立分散型エネルギーの導入推進
- ・災害発生時などにおける臨時ヘリポートとしての道の駅うつのみやろまんちっく村の防災拠点化
- ・防災上重要な市有建築物の耐震化
- ・特定天井等の非構造部材の耐震対策の推進

業務継続体制の整備(リスクシナリオ 3-1, 8-3)

「宇都宮市業務継続計画【震災編】」の実効性を高め、災害対応力の向上を図るとともに、市の業務継続体制を強化します。

(主な取組)

- ・組織改編、業務内容や施設設備の変更等に応じた計画の改定
- ・訓練等の実施、検証を通じた新たな課題等の洗い出しによる継続的な計画の見直し
- ・住民情報等の重要情報を取扱うシステム(住民基本台帳システム等)のバックアップデータの保全

首都直下地震等への対応(リスクシナリオ 3-1)

首都直下地震等の発生に備え、首都機能のバックアップへの対応等に、県及び近隣市町と連携しながら取り組みます。

(主な取組)

- ・首都直下地震等発生時の首都機能等のバックアップ拠点としての機能充実にに向けた検討

【重要業績評価指標 (KPI)】

【現状値】

【目標値】

・防災上重要な市有建築物の耐震化率	91.7% (H27)	100% (H32)
・備蓄非常用食料の充足率	100% (H28)	100% (H33)
・地域防災拠点における創エネ・蓄エネ設備導入件数	18 施設 (H27)	22 施設 (H32)
・防災協力事業所等登録制度登録数	70 (H28)	増加

②消防

火災予防に関する啓発活動，地域の消防力の確保(リスクシナリオ 1-1)

大規模な災害発生時に，迅速かつ的確に消火・救急・救助活動が行える体制を整備します。

(主な取組)

- ・ 消防施設の計画的な保全【再掲】
- ・ 消防団員の確保や資質の向上などの消防組織の充実・強化
- ・ 消防設備の充実
- ・ 緊急消防援助隊受入態勢の適切な運用

相互応援体制の整備(リスクシナリオ 2-2, 3-1)

市の対応能力を超える大規模災害に備え，地方公共団体間の広域相互応援体制や関係機関との協力体制を確立します。

(主な取組)

- ・ 近隣市町等との間で締結している災害時の相互応援協定の適切な運用
- ・ 国や他都市等からの応援を迅速かつ効果的に受けるため，市の受援体制の整備（物資や資材等の供給などの受援手続など）

消防広域応援体制の整備(リスクシナリオ 2-2)

市内で発生した大規模災害時における人命救助活動等を迅速かつ効果的なものとするための対策を推進します。

(主な取組)

- ・ 緊急消防援助隊の受援体制の適切な運用

【重要業績評価指標（KPI）】

- ・ 消防団の充足率

【現状値】

95.1%（H28）

【目標値】

増加

(2) 都市・インフラ

住宅、建築物の耐震化(リスクシナリオ 1-1)

「宇都宮市建築物耐震改修促進計画(二期計画)」に基づき、効果的な普及啓発を行うとともに、国の支援制度等を有効活用し、耐震化を促進します。

(主な取組)

- ・住宅の耐震化の促進
- ・学校、病院、旅館・ホテル等、多数の者が利用する建築物の耐震化の促進
- ・避難路沿道建築物の耐震化の促進
- ・特定天井等の非構造部材の耐震対策の促進

社会資本の老朽化対策(リスクシナリオ 1-1)

今後急速に進行する社会資本等の老朽化に対応するため、「宇都宮市公共施設等総合管理計画」に基づき、ネットワーク型コンパクトシティの形成を見据えた中長期的な視点による計画的な維持管理・更新に取り組みます。

(主な取組)

- ・公共建築物の長寿命化など計画的な維持管理・更新の推進
- ・道路・橋梁・上下水道等インフラの長寿命化など計画的な維持管理・更新の推進

老朽危険空き家対策(リスクシナリオ 1-1)

災害発生時の倒壊等による危害を防ぐため、関係機関と連携し、空き家対策を推進します。

(主な取組)

- ・老朽危険空き家の所有者に対する除却や適正管理の指導等の推進

市街地整備(リスクシナリオ 1-1)

災害に対する被害拡大の抑制や円滑かつ安全な避難行動の実施に向けた避難路や避難場所の確保など、災害に強い市街地を目指した基盤整備や都市機能の更新を推進します。

(主な取組)

- ・避難路、物資輸送路等の整備促進
- ・避難路沿道建築物の耐震化の促進【再掲】
- ・防災機能を有する公園や緑地等の整備促進
- ・幹線道路等の無電柱化
- ・土地区画整理事業の推進
- ・市街地再開発事業の推進

総合的な水害対策(リスクシナリオ 1-2)

- ・水害を予防し，河川の安全性を高めるため，ハードとソフト対策を一体的に推進します。
- ・集中豪雨等による市街地における浸水被害の解消を図るため，重点排水区における雨水幹線等の整備や，道路排水施設整備を推進します。

(主な取組)

- ・河川の堤防・護岸整備などの河川改修の推進
- ・河川の堆積土除去などの防災・減災対策の推進
- ・水害発生時の防災・減災対策，早期復旧のための資機材等の確保
- ・市民が洪水等から円滑に避難するための警戒周知
- ・防災情報の提供及び洪水ハザードマップの有効活用
- ・公共下水道雨水幹線等の整備
- ・雨水貯留・浸透施設等の普及促進
- ・道路排水施設の整備
- ・土地区画整理事業の推進【再掲】

河川管理施設の長寿命化対策(リスクシナリオ 1-2, 7-1)

豪雨等による被害を最小限に止めるため，河川管理施設について，適正な維持管理や長寿命化対策を図ります。

(主な取組)

- ・河川管理施設に係る長寿命化計画の策定及び計画に沿った市管理の堤防・護岸，樋門・樋管，床固などの計画的・効果的な維持管理

総合的な土砂災害等の対策の推進(リスクシナリオ 1-3)

集中豪雨等による土砂災害等が発生した場合に，被害の軽減を図るため，ハード対策とソフト対策が一体となった総合的な土砂災害対策を推進します。

(主な取組)

- ・土砂災害防止施設の整備推進の要望及び市有地における急傾斜地の整備
- ・土砂災害発生時の防災・減災対策，早期復旧のための資機材等の確保
- ・市民が土砂災害等から円滑に避難するための警戒周知
- ・防災情報の提供及び土砂災害ハザードマップの有効活用
- ・県や大谷地域整備公社等と連携した，大谷石採取場跡地における監視体制・安全対策の推進

山地防災対策(リスクシナリオ 1-3)

山地に起因する土砂災害の発生を防ぐため，山地防災対策を支援します。

(主な取組)

- ・山地災害防止に係る普及啓発の支援

緊急輸送体制の整備(リスクシナリオ 2-1, 2-3, 5-2, 6-3)

災害発生時において、被災地域へ救援物資等を迅速かつ確実に輸送するため、国、県、関係機関と連携しながら、緊急輸送体制を整備します。

(主な取組)

- ・ 県等との連携による臨時ヘリポートの選定

道路ネットワークの構築(リスクシナリオ 2-1, 5-2, 6-3)

ネットワーク型コンパクトシティの形成を見据え、優先度や管理水準の見直しなどを図りながら、緊急輸送道路等の道路ネットワークの計画的な整備、耐震化、維持管理を推進するとともに、より円滑な輸送体制の確保を図るため、関係者間で協議の上、随時指定路線の見直し等を行います。

(主な取組)

- ・ 緊急輸送道路に指定されている路線等の計画的な整備、耐震化、維持管理
- ・ 避難路沿道建築物の耐震化の促進【再掲】
- ・ 緊急輸送道路指定路線の随時の見直し、変更等
- ・ 緊急輸送道路の途絶を迅速に解消するための関係機関の連携等による装備資機材の充実、情報共有体制の整備
- ・ (仮称) 大谷スマートインターチェンジの整備

都市機能の維持・誘導(リスクシナリオ 2-1, 2-3)

災害により物資等の供給が停滞・停止した際にも、地域拠点において、生命や生活に係る食料、医療等のサービス提供を維持できるようにするとともに、被災した拠点の都市機能を隣接した拠点で連携・補完できるよう、交通ネットワークの取組と連携を図りながら、拠点内へ必要な都市機能の維持・誘導を図ります。

(主な取組)

- ・ 居住や都市機能の適正な維持・誘導の推進(立地適正化計画の策定、市街化調整区域における整備及び保全の方針の策定)

【再掲】帰宅困難者対策(リスクシナリオ 2-4)

大規模災害発生時等において、帰宅困難者が発生した場合に備えた対策を推進します。

(主な取組)

- ・ 県の帰宅困難者対策協議会設置による連絡体制の整備、収容施設や代替輸送手段の確保等、県や公共交通機関等との連携強化【再掲】
- ・ 帰宅困難者のための飲料水や食料等の緊急物資について、交通機関や観光施設、事業所等における備蓄を促進【再掲】
- ・ 市街地再開発事業において、滞在者のための防災備蓄倉庫や帰宅困難者等の一時受入先となる集会所などの防災機能導入の推進

電源の確保(リスクシナリオ 4-1)

災害発生後の迅速かつ的確な情報収集・伝達及び関係機関相互の情報の共有等を図るため、安定した電源確保に資する取組を推進します。

(主な取組)

- ・ 通信事業者、放送事業者等の関係機関が設置している発電機の老朽化対策の促進
- ・ 市役所本庁舎における非常用電源設備の適切な維持管理

道路の防災・減災対策(リスクシナリオ 5-2, 6-3)

災害発生時においても、安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路の防災・減災対策を推進します。

(主な取組)

- ・ 災害履歴がある箇所や事前通行規制区間の解消が求められる箇所の防災・減災対策の実施
- ・ 建設業者との維持管理業務委託契約締結による道路施設の応急復旧体制の整備

交通結節点への連携強化(リスクシナリオ 5-2, 6-3)

大規模災害発生時等において、帰宅困難者が発生した場合に備えた対策を推進するとともに、災害に対する予防や発生時における応急対策(防災・減災)、速やかな復旧・復興に資する都市施設の整備を促進します。

(主な取組)

- ・ 帰宅困難者対策協議会の設置による連絡体制の整備、収容施設や代替輸送手段の確保等、県や公共交通機関等との連携強化
- ・ 避難路、物資輸送路等の整備促進
- ・ 鉄道駅アクセス道路等の整備

水道施設の耐震化(リスクシナリオ 6-2)

災害発生時においても、市民生活への影響を最小限に抑えるため、上水道施設等の耐震化を推進します。

(主な取組)

- ・ 安定給水を継続するために重要な基幹施設及び基幹管路の耐震化を推進

下水道施設の耐震化(リスクシナリオ 6-2)

被災時における市民の安心・安全な生活の確保を最優先とし、「避難所」や「重要医療施設」等の防災拠点における排水の機能を確保するため、耐震化を推進します。

(主な取組)

- ・ 重要医療施設や避難所と処理場を結ぶ重要な幹線に係る管渠の耐震化を推進

農業集落排水施設の老朽化対策（リスクシナリオ 6-2）

災害発生時においても、継続的に汚水処理機能を確保するため、機能診断を踏まえた老朽化対策を推進します。

（主な取組）

- ・機能診断を踏まえた老朽化対策の着実な推進

有害物質の拡散・流出対策（リスクシナリオ 7-2）

地震発生時における倒壊建屋等からの有害物質の拡散・流出や、近隣県の原子力発電所等における異常事態等による健康被害や環境への悪影響を防止するための対策を推進します。

（主な取組）

- ・有害物質の適正管理等の促進
- ・有害物質等の環境中への流出等の情報収集及び環境モニタリング調査の強化
- ・異常事態等に関する情報収集・連絡体制の整備・充実

災害廃棄物の処理体制の整備（リスクシナリオ 8-1）

県及び関係団体等と連携し、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するための体制整備を図ります。

（主な取組）

- ・災害廃棄物等の発生見込量の把握
- ・栃木県が県内の自治体や廃棄物処理関連団体と締結している相互応援協定や処理応援に関する協定の内容の定期的な確認、訓練等の実施
- ・災害廃棄物等の仮置き場の確保
- ・災害時における有害な物質を含む廃棄物の確実な処理方法の確立及び周知

地籍調査の推進（リスクシナリオ 8-1）

災害発生時の迅速な復旧・復興に資する、現地復元性のある地図を整備するため、地籍調査を推進します。

（主な取組）

- ・地籍調査の推進

居住の維持・集約（リスクシナリオ 8-3）

既存コミュニティや公共交通沿線などの地域拠点を中心とした一定の人口密度を維持していくため、緩やかな居住の誘導・集約を図ります。

（主な取組）

- ・居住や都市機能の適正な維持・誘導の推進（立地適正化計画の策定、市街化調整区域における整備及び保全の方針の策定）

【重要業績評価指標（KPI）】	【現状値】	【目標値】
・住宅の耐震化率	89.4%（H27）	95%（H32）
・多数の者が利用する建築物の耐震化率	92.8%（H27）	95%（H32）
・水道基幹施設建築物の耐震化工事着手率	50%（H27）	100%（H29）
・水道基幹管路の耐震適合率	49.1%（H28）	50%（H29）
・都市計画道路の整備率	70.7%（H27）	増加
・河川整備延長 （都市基盤河川・準用河川）	60,082m（H27）	61,440m（H33）
・重点5排水区雨水幹線整備率	27%（H27）	39%（H35）
・都市機能誘導区域内に立地する誘導施設の割合	36.0%（H28）	増加

(3) 市民生活

防災意識の高揚，防災教育の実施（リスクシナリオ 1-4, 8-3）

・災害発生時に市全体で，円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう，普及啓発や防災教育，市民の防災意識の高揚，県及び関係機関・民間団体等との連携強化に努めます。

（主な取組）

- ・児童・生徒及び教職員，防災上重要な施設（火薬類，病院，社会福祉施設，ホテル，大規模小売店舗等の不特定多数の者が利用する施設など）の管理者，職員等に対する防災教育の実施
- ・防災活動を的確に実行できるよう，職員に対する防災訓練の実施，防災研修会の開催を通じ，防災知識の普及に努める
- ・社会福祉施設などの民間事業者等との連携体制の強化

地域防災力の向上（リスクシナリオ 1-4, 8-3）

災害発生時に，被害を最小限に止めるため，地域で対応できる体制を整え，地域防災力の向上を図ります。

（主な取組）

- ・自主防災組織の育成・強化
- ・消防団の充実・強化，活性化

市民等への災害情報の伝達（リスクシナリオ 1-4, 4-1）

市民等への情報伝達手段として，防災情報メール配信をはじめ，地震・豪雨などの災害に応じた多様な手段を確立し，ICT等を活用した迅速かつ正確な災害情報の伝達を図ります。

（主な取組）

- ・一斉配信できる多様な情報提供手段の整備促進
- ・緊急速報メール，ラジオ等の活用促進
- ・災害情報共有システム（Lアラート）の適切な運用
- ・避難所となる市立小中学校における無線 LAN 環境の整備

避難行動要支援者対策（リスクシナリオ 1-4）

災害発生時の一連の行動に支援を必要とする「避難行動要支援者」への情報伝達・避難誘導等の迅速な対応が可能な体制を整備するため，対策を実施します。

（主な取組）

- ・「災害時要援護者支援制度」の推進
- ・「避難行動要支援者名簿」の活用
- ・情報伝達・避難誘導等に迅速に対応するための体制整備

外国人対策(リスクシナリオ 1-4, 8-3)

- ・日本語による防災情報の理解が困難な外国人の安全を確保するため、県と連携しながら、支援体制を整備します。
- ・災害時における外国人住民支援の必要性について行政職員及び住民に対する意識啓発や外国人住民の防災への意識の向上を図ります。

(主な取組)

- ・防災に関する情報の多言語化等
- ・災害時における通訳ボランティアの登用
- ・外国人住民支援や外国人住民への防災に対する意識啓発の実施

【再掲】物資、資機材等の備蓄・調達体制の整備(リスクシナリオ 2-1, 5-3)

災害発生直後の被災市民等の生活を確保するため、必要となる物資の現物備蓄及び流通備蓄に計画的に取り組みます。また、備蓄物資の品目の選定については、高齢者、障がい者、女性、乳幼児、食物アレルギーのある者等に十分配慮します。

(主な取組)

- ・被害想定に基づく食料、生活必需品の備蓄の推進
- ・医療機関等との連携による医薬品、資器材等の備蓄の推進
- ・被災住民の避難生活等において必要となる防災用資機材の備蓄の推進
- ・民間業者との新たな協定締結や防災協力事業所等登録制度の推進
- ・災害時の給水体制の整備や他市町村等との協定の締結などにより、飲料水を確保する

医療関係団体との連携強化(リスクシナリオ 2-3)

医療関係団体との連携・協力により、災害時医療救護体制の充実を図ります。

(主な取組)

- ・医療関係団体との災害時の医療救護活動に関する協定の締結、救護所の運営など連携・協力体制の構築、医療関係団体との通信訓練等の実施
- ・宇都宮市災害時の医療救護活動に係る連携会議の開催による市と医療関係団体との連携強化や情報共有化

救護班・救護所・トリアージ実施体制の整備(リスクシナリオ 2-3)

救護班・救護所の整備により、災害時における負傷者への医療救護体制を確保します。

(主な取組)

- ・医療関係団体との協定に基づく、医科・歯科の特別救護班の救護所への配置
- ・市内の救急告示医療機関等との協定に基づく災害時における救護所の設置、及び負傷者のトリアージ及び後方医療機関への搬送
- ・特別救護班員を対象としたトリアージ研修等の実施、トリアージタグの購入及び救護所を設置する医療機関への配備

拠点となる病院におけるライフライン等の確保(リスクシナリオ 2-3)

拠点となる病院に対して、災害発生時のライフライン等の確保や建物の耐震性の向上について、機能強化策を推進するよう要請します。

(主な取組)

- ・建物、機器等の耐震性の向上及びライフラインの多重化の推進

感染症等予防対策(リスクシナリオ 2-5)

避難場所、被災地区での感染症や食中毒の発生やまん延防止のため、平常時から感染症等予防対策に取り組みます。

(主な取組)

- ・予防接種の実施や消毒、衛生害虫駆除を行うための体制等の整備

災害ボランティアの活動体制の強化(リスクシナリオ 8-2)

災害発生時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、関係機関等と連携しながら、環境整備に努めます。

(主な取組)

- ・社会福祉協議会等との情報共有、連携強化、支援
- ・ボランティアの確保、資質向上のための各種研修、訓練等の実施
- ・震災建築物応急危険度判定、訓練等の実施やコーディネーターの確保
- ・被災宅地危険度判定訓練等の実施や判定士の確保
- ・被災者の支援に関するニーズの把握や被災地へのボランティアの派遣等のコーディネートを行う人材の育成

【重要業績評価指標 (KPI)】

・多数の者が利用する病院・診療所の耐震化率

【現状値】

84.9% (H27)

【目標値】

95.0% (H32)

・自主防災組織世帯カバー率

58.7% (H28)

増加

・防災メール登録者数

9,120人 (H28)

増加

・要援護者台帳整備地区数

28地区 (H28)

増加

・要援護者地区支援班設置数

36地区設置 (H28)

増加

・全小・中学校の防災訓練実施率

100% (H28)

100% (H33)

・避難所となる市立小中学校における無線LAN環境の整備率

14% (H28)

100% (H32)

(4) 産業・経済

【再掲】物資、資機材等の備蓄・調達体制の整備(リスクシナリオ 2-1, 5-3)

災害発生直後の被災市民等の生活を確保するため、必要となる物資の現物備蓄及び流通備蓄に計画的に取り組めます。

(主な取組)

- ・民間業者との新たな協定締結や防災協力事業所等登録制度の推進【再掲】

本社機能等の移転(リスクシナリオ 5-1)

国全体の強靱化に貢献する観点から、首都直下地震等、首都機能に甚大な被害を生じる災害が発生した場合における事業継続に資するよう、東京圏等に立地する企業の本社機能等の移転を促進します。

(主な取組)

- ・企業訪問やセミナーによる本市の強みのPR活動
- ・緑地率に関する面積要件の緩和など新規立地企業に対する助成制度の拡充
- ・本市へ本社機能や研究所を移転する企業への支援

【再掲】道路の防災・減災対策(リスクシナリオ 5-2, 6-3)

災害発生時においても、安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路の防災・減災対策を推進します。

(主な取組)

- ・災害履歴がある箇所や事前通行規制区間の解消が求められる箇所の防災・減災対策の実施【再掲】
- ・建設業者との維持管理業務委託契約締結による道路施設の応急復旧体制の整備【再掲】

【再掲】道路ネットワークの構築(リスクシナリオ 2-1, 5-2, 6-3)

ネットワーク型コンパクトシティの形成を見据え、優先度や管理水準の見直しなどを図りながら、緊急輸送道路等の道路ネットワークの計画的な整備、耐震化、維持管理を推進するとともに、より円滑な輸送体制の確保を図るため、関係者間で協議の上、随時指定路線の見直し等を行います。

(主な取組)

- ・緊急輸送道路に指定されている路線等の計画的な整備、耐震化、維持管理【再掲】
- ・避難路沿道建築物の耐震化の促進【再掲】
- ・緊急輸送道路指定路線の随時の見直し、変更等【再掲】
- ・緊急輸送道路の途絶を迅速に解消するための関係機関の連携等による装備資機材の充実、情報共有体制の整備【再掲】
- ・(仮称)大谷スマートインターチェンジの整備【再掲】

【再掲】交通結節点への連携強化(リスクシナリオ 5-2, 6-3)

大規模災害発生時等において、帰宅困難者が発生した場合に備えた対策を推進するとともに、災害に対する予防や発生時における応急対策(防災・減災)、速やかな復旧・復興に資する都市施設の整備を促進します。

(主な取組)

- ・避難路、物資輸送路等の整備促進【再掲】

農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化(リスクシナリオ 5-3)

災害発生時の被害を最小化させるため、農業水利施設や農林水産業共同利用施設などの生産基盤等の管理体制の強化を促進します。

(主な取組)

- ・農業用ダム、頭首工等の維持管理計画の定期的な見直しや管理技術者の育成・確保

ライフラインの災害対応力強化(リスクシナリオ 6-1)

災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、関係機関と連携しながら、災害対応力を強化します。

(主な取組)

- ・電気、ガス、通信などのライフライン関係機関と連携した、災害対策上重要な設備の耐震化の促進
- ・危険物施設における緊急時に備えた訓練の実施

自立分散型エネルギーの導入促進(リスクシナリオ 6-1)

大規模災害発生時における電源を確保するため、太陽光発電等の再生可能エネルギーの利活用に加えて蓄電池との組合せを促進し、さらに、コージェネレーション等の導入促進により、エネルギーの自立分散化を図ります。

(主な取組)

- ・太陽光発電やバイオマス発電、燃料電池(エネファーム)、蓄電池の自立分散型エネルギーの導入促進

【再掲】農業集落排水施設の老朽化対策(リスクシナリオ 6-2)

災害発生時においても、継続的に汚水処理機能を確保するため、機能診断を踏まえた老朽化対策を推進します。

(主な取組)

- ・機能診断を踏まえた老朽化対策の着実な推進

農林道の整備(リスクシナリオ 6-3)

災害発生時における避難路を確保するため、迂回路として活用しうる農道や林道の把握及び必要な整備に努める。

(主な取組)

- ・ 迂回路となりうる農林道の保全・整備

農業水利施設の老朽化対策及び耐震化(リスクシナリオ 7-1)

被災した場合に、農業生産等への影響が大きい農業用ため池や排水機場等の基幹的農業水利施設の老朽化対策及び耐震化を推進します。

(主な取組)

- ・ 各農業用施設の管理者における、機能診断や補修、耐震化等の促進に向けた支援

農地・農業用水利施設等の適切な保全管理(リスクシナリオ 7-3)

農業・農村が有する国土の保全，水資源の涵養，自然環境の保全等の多面的機能の発揮に向けて取り組みます。

(主な取組)

- ・ 優良農地の確保や，地域の共同による農地・農業用水利施設の保全活動等の促進
- ・ 地域の農業生産活動の継続を支援

森林の適切な保全・管理(リスクシナリオ 7-3)

森林が有する林産物の供給，水資源の涵養，山地災害の防止等の多面的機能の維持・増進を図ります。

(主な取組)

- ・ 森林整備の推進
- ・ 森林ボランティア等による保全活動の推進

建設業による道路啓開等の復旧・復興を担う人材を含めた労働者の育成・確保(リスクシナリオ 8-2)

高齢化の進行や，若年入職者の減少による担い手不足が見込まれる職種を含め，将来の労働者等の確保を推進します。

(主な取組)

- ・ 雇用促進普及啓発事業の推進等

【重要業績評価指標 (KPI)】

【現状値】

【目標値】

・ 災害時協力協定締結事業者数

74 (H28)

増加

・ 太陽光発電設備導入世帯数

13,962 世帯 (H27)

19,000 世帯 (H32)

以上を踏まえ、「第3章 強靱化の推進方針」において整理した施策分野ごとの推進方針のうち、優先的に取り組む施策の項目は以下のとおりとなります。

優先的に取り組む施策の項目

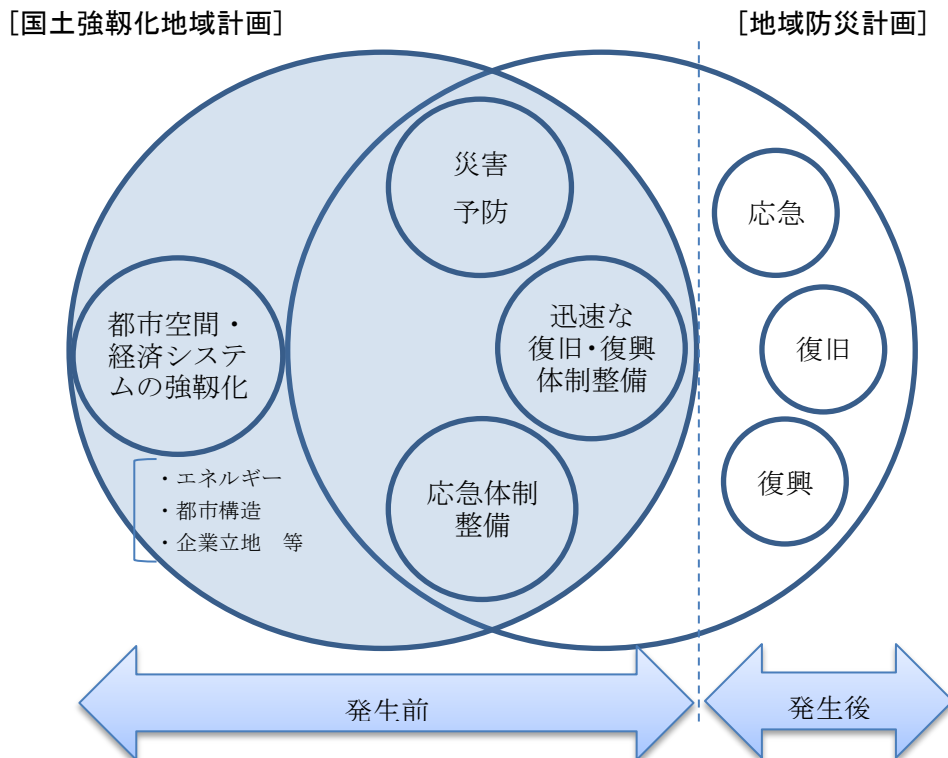
() : リスクシナリオNo.

施策分野	施策
(1) 行政機能・消防	<p><行政機能></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災拠点機能の確保および防災上重要な市有建築物の耐震化 (3-1) ・ 業務継続体制の整備 (3-1, 8-3) ・ 情報の収集・伝達体制の確保 (1-4, 4-1) ・ 物資, 資機材等の備蓄・調達体制の整備 (2-1, 5-3) ・ 首都直下地震等への対応 (3-1)
	<p><消防></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災予防に関する啓発活動, 地域の消防力の確保 (1-1) ・ 相互応援体制の整備 (2-2, 3-1) ・ 消防広域応援体制の整備 (2-2)
(2) 都市・インフラ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅, 建築物等の耐震化 (1-1) ・ 社会資本の老朽化対策 (1-1) ・ 市街地整備 (1-1, 5-2, 6-3) ・ 都市機能の維持・誘導 (2-1, 2-3) ・ 居住の維持・集約 (8-3) ・ 上下水道施設の耐震化 (6-2) ・ 老朽空き家対策 (1-1) ・ 緊急輸送体制の整備 (2-1) ・ 道路ネットワークの構築 (2-1, 5-2, 6-3) ・ 総合的な水害対策 (1-2) ・ 河川管理施設の長寿命化対策 (1-2) ・ 総合的な土砂災害等対策 (1-3) ・ 山地防災対策 (1-3)
(3) 市民生活	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民等への災害情報の伝達 (1-4) ・ 防災意識の高揚, 防災教育の実施 (1-4) ・ 地域防災力の向上 (1-4) ・ 避難行動要支援者対策 (1-4) ・ 外国人対策 (1-4) ・ 医療関係団体との連携強化 (2-3) ・ 救護班・救護所・トリアージ実施体制の整備 (2-3) ・ 医療機関におけるライフライン等の確保 (2-3)
(4) 産業・経済	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物資, 資機材等の備蓄・調達体制の整備 (2-1, 5-3)

【参考】都市空間・経済システムの強靱化に資する施策

本市では、これまでも「宇都宮市地域防災計画」に基づきハード・ソフト対策を組み合わせながら防災・減災対策に取り組んできたところですが、いかなる自然災害時にも最悪のリスクを回避できる、より強靱なまちづくりを推進するため、本計画では、より広範な視点から、新たに都市空間・経済システムの強靱化を図る施策を計上しており、該当する施策は以下のとおりとなります。

<「国土強靱化地域計画」と「地域防災計画」の関係イメージ>



施策分野	施策	主な取組
都市・インフラ	都市機能の維持・誘導	居住や都市機能の適正な維持・誘導の推進（立地適正化計画の策定，市街化調整区域における土地利用方針の策定）
	居住の維持・集約	
産業・経済	自立分散型エネルギーの導入促進	太陽光や蓄電池等の導入促進
	本社機能等の移転	本社機能や研究所を移転する企業への支援
	建設業による道路啓開等の復旧・復興を担う人材を含めた労働者の育成・確保	雇用促進普及啓発事業の推進等

第5章 計画の推進と進捗管理

1 各種施策の推進と進捗管理

本計画に位置づけた取組は、本市全体の危機管理に関するものであることから、「地域防災計画」と一体となって総合的かつ効果的に防災・減災対策を推進しながら、各分野別計画や総合計画実施計画などと連携し、計画的かつ着実に取組を推進します。

また、本計画の進行管理は、PDCAサイクルにより行うこととし、指標や各取組の進捗状況を踏まえながら検証を行い、必要に応じて計画の見直しを図っていきます。

【別紙 1】

リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

1 人命の保護が最大限図られること

1-1 建物等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

【住宅・建築物の耐震化】

・本市の住宅・建築物の耐震化率は、新築住宅の増加や、民間建築物の新築や建替えの増加、市有建築物の耐震改修の実施などにより、概ね順調に進捗している状況にあるが、南海トラフの巨大地震や首都直下地震が最大クラスの規模で発生した場合の被害想定においては、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生することが想定される。

【非構造部材の耐震化】

・東日本大震災の発生時には、耐震化された劇場や体育館などの大規模空間を有する建築物の天井や外壁、窓ガラス等が脱落する被害があり、非構造部材の耐震対策が必要である。

【社会資本等の老朽化対策】

・高度経済成長期に整備された社会資本が、今後一斉に老朽化していくことが見込まれることから、適切な維持管理等を行う必要がある。

【老朽空き家対策】

・災害発生時の倒壊等による危害を防ぐため、管理が不十分な老朽空き家について、県などの関係機関と連携し、除却や適正管理の指導等を進める必要がある。

【市街地整備】

・建物の老朽化や避難活動等が困難な狭あい道路・行き止まり道路の存在、空地不足といった、市街地における防災上の脆弱性による被害の拡大（連鎖的な建物倒壊や火災の延焼など）や避難活動への支障が懸念される。

【火災予防に関する啓発活動、地域の消防力確保】

・災害発生時に、迅速かつ的確に消火・救急・救助活動が行えるよう、消防団員の確保や資質の向上などの消防組織の充実、広域的な消防応援受入体制の適切な運用をする必要がある。

1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

【総合的な水害対策】

- ・市民の生命・財産を守るため、市管理河川の整備を着実に推進し、堆積土除去などによる河川の安全性を高める防災・減災対策を推進するとともに、災害発生時の防災・減災対策、早期復旧のための資機材等を平常時から確保しておく必要がある。
- ・情報通信技術（ICT）を活用した洪水予報など、必要な防災情報を随時入手できる体制強化や、洪水ハザードマップ等を有効活用し、浸水想定区域内の市民に対して周知を図ることで、洪水から円滑に避難できるよう、支援する必要がある。
- ・集中豪雨等による雨水の流出量増大に起因した市街地等における浸水被害の解消を図るための対策を行う必要がある。

【河川管理施設の長寿命化対策】

- ・現在策定中の河川管理施設に係る長寿命化計画等に沿って、市が管理する堤防・護岸や樋門・樋管などの計画的・効果的な維持管理や、施設の長寿命化対策を行う必要がある。

1-3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

【土砂災害防止施設の整備】

- ・土砂災害が発生した場合、人家や、要配慮者利用施設、公共施設などの被災を最小限に止めるため、急傾斜地などの土砂災害防止施設の整備を推進していく必要がある。

【土砂災害対策】

- ・市民の生命・財産を守るため、平常時から土砂災害警戒区域内の住民に対して、防災意識の高揚に向けた周知啓発を図るとともに、早期復旧のための資機材等を確保しておく必要がある。

【警戒避難体制の整備】

- ・土砂災害警戒区域の指定は完了。土砂災害から市民が円滑に避難できるよう、大雨時等における警戒周知や、土砂災害ハザードマップの有効活用の支援等を行う必要がある。
- ・大谷石採取場跡地については、継続して監視を実施する等、安全対策を総合的に推進する必要がある。

【山地防災対策】

- ・森林の持つ水源涵養、土砂流出防止等の公益的機能を高め、山地に起因する被害発生を防ぐため、森林及び治山施設の整備を推進する必要がある。

1-4 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

【防災意識の高揚，防災教育の実施】

・災害発生時に市全体で円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう，市民の防災意識の高揚に努め，児童・生徒及び教職員，防災上重要な施設（病院，ホテル，大規模小売店舗等不特定多数の者が利用する施設など）の管理者及び職員に対する防災教育を実施するとともに，県及び関係機関や民間団体等との連携強化を図る必要がある。

【地域防災力の向上】

・災害発生の初動期に，地域で対応できる体制を整えるため，自主防災組織の育成・強化や消防団の充実・強化など，地域防災力を向上させる必要がある。

【情報の収集・伝達体制の確保】

・災害発生時に国，県，市，防災関係機関相互の迅速かつ的確な情報の収集・伝達を確保するほか，MCA 無線の配備や消防救急デジタル無線の導入等を実施してきたが，より効果的な体制を確立する必要がある。

【市民等への災害情報の伝達】

・市民等への情報伝達手段として，防災情報メール配信や緊急速報メール，防災行政無線，ラジオ等を活用するとともに，災害情報共有システム（Lアラート）の適切な運用など，地域の実情や地震・豪雨などの災害に応じた多様な方法による災害情報の伝達手段を確立する必要がある。

【避難行動要支援者対策】

・「災害時要援護者支援制度」の推進

災害が発生した際に，自力で避難することが困難で避難支援を希望する「災害時要援護者」に対し，地域住民同士の助け合いで避難誘導等を行う「災害時要援護者支援制度」の推進により，情報伝達・避難誘導等を迅速に行える体制を整備する必要がある。

・「避難行動要支援者名簿」の活用

要介護認定者や障がい者手帳所持者などの市で把握するデータを基に，災害時に支援を必要とする可能性の高い方の名簿（「避難行動要支援者名簿」）を作成し，災害時に限り，本人の同意の有無に関わらず，警察・消防や地区支援班といった避難支援関係者へ提供することとしており，名簿の更新や適正管理とともに，その活用方法について検討する必要がある。

1-4 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

【外国人対策】

・災害発生時に外国人の安全を確保するため、防災に関する情報の多言語化や、災害時における通訳ボランティアの確保など、県と連携しながら支援体制を整備するとともに、行政職員及び市民に対して災害時における外国人支援の必要性についての意識啓発や、外国人自身の防災への意識の向上を図る必要がある。

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1 災害発生時における被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【物資、資機材等の備蓄・調達体制の整備】

- ・被災市民等の生活を確保するため、計画的な現物備蓄の推進や事業者等との協定などに基づく流通備蓄により、食料、飲料水、生活必需品や防災用資機材を確保する必要がある。
- ・災害時の医療救護の迅速な対応を図るため、医療機関等と連携しながら、医薬品、資器材等の計画的な備蓄を推進する必要がある。
- ・緊急医療の迅速な対応を図るため、医療機関、医薬品卸売業者等と連携しながら、医薬品、資器材等の計画的な備蓄を推進する必要がある。

【緊急輸送体制の整備】

- ・災害発生時に、被災地域へ救援物資等を迅速かつ確実に輸送できるよう、国、県、他自治体など関係機関と連携しながら、緊急輸送体制を整備する必要がある。

【緊急輸送道路等の整備】

- ・緊急輸送道路に指定されている路線等について、計画的な整備、維持管理に努めるとともに、より円滑な輸送体制の確保を図るため、関係者間で協議の上、随時指定路線の見直し等を行う必要がある。

【道路啓開体制の整備】

- ・緊急輸送道路の途絶を迅速に解消するため、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有体制の整備を図る必要がある。

【都市機能の維持・誘導】

- ・人口減少や居住地の低密度化に伴い、食料や医療等の生活や生命に係る都市機能に関するサービスが低下した場合に、災害による物資供給の停滞・停止で市民生活の維持が困難になることが懸念される。

2-2 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

【相互応援体制の整備】

- ・近隣都市等との間で締結している災害時の相互応援協定について適切な運用を行い、災害時には、応援を迅速かつ効果的に受けることができるよう、受援体制の向上を図る必要がある。

【消防広域応援体制の整備】

- ・大規模災害時における人命救助活動等を迅速かつ効果的なものとするため、消防の広域応援体制の向上を図る必要がある。

2-3 医療救護活動のためのライフラインの長期途絶、医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

【医療関係団体との連携】

・災害時の医療体制を確保するため、医療関係団体と緊急時における協力応援体制を整備するとともに訓練を実施する必要がある。

【救護班・救護所・トリアージ実施体制の整備】

・災害時の医療救護活動を迅速に実施するため、市内の救急告示医療機関等と連携し、特別救護班の編成体制を整える必要がある。市は、救護班の活動に必要な資器材等を提供する必要がある。

・災害時に負傷者に対応するため、市内の救急告示医療機関等と連携し、救護所を設置し、医療救護活動を実施する必要がある。

・災害時の医療救護活動を迅速かつ効率的に実施するため、負傷程度により治療の優先度を判定し、負傷者を振り分けるトリアージ体制の整備を行う必要がある。

【拠点となる病院におけるライフライン等の確保】

・拠点となる病院における、電気、ガス、水道等のライフラインや、医療従事者の確保、建物の耐震性の向上などを図る必要がある。

【緊急輸送体制の整備】（再掲）

・災害発生時に、被災地域へ救援物資等を迅速かつ確実に輸送できるよう、国、県、関係機関と連携しながら、緊急輸送体制を整備する必要がある。

【都市機能の維持・誘導】（再掲）

・人口減少や居住地の低密度化に伴い、食料や医療等の生活や生命に係る都市機能に関するサービスが低下した場合に、災害による物資供給の停滞・停止で市民生活の維持が困難になることが懸念される。

2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への飲料水・食糧等の供給不足

【関係機関等との連携強化】

・連絡体制の整備、収容施設や代替輸送手段の確保など、平常時から、県や公共交通機関等と連携し、帰宅困難者の受入態勢を整備する必要がある。

【事業所等における備蓄の促進】

・大規模災害発生時等において、帰宅困難者が発生した場合、交通機関や観光施設、事業所等においては、一時的に、その施設や事業所内に利用者、従業員等を留めておくことが必要となることから、飲料水や食料等の緊急物資の備蓄を促進する必要がある。

2-5 災害発生時における感染症等の大規模発生

【平時からの予防対策】

・避難場所、被災地区での感染症や食中毒の発生やまん延防止のため、平常時から予防接種や消毒、衛生害虫駆除を行うための体制等の構築など、感染症等予防対策を行う必要がある。

3 必要不可欠な行政機能は確保すること

3-1 市職員や施設等の被災による機能の大幅な低下

【防災拠点・防災上重要な市有建築物の機能確保】

・大規模災害発生時における迅速かつ確な災害応急対策を実施するため、消火、救出・救助、物資輸送、医療活動等において重要な役割を担う災害活動拠点や防災上重要な市有建築物について、防災機能の確保や耐震化を、関係機関と連携を図りながら、計画的に推進していく必要がある。

【業務継続体制の整備】

・平成26年3月に策定した「宇都宮市業務継続計画【震災編】」の実効性を高めるため、組織改編や業務内容、施設設備の変更等があった場合には、迅速な計画の改定を行うほか、訓練等の実施、検証を通じた新たな課題等の洗い出しによる継続的な改善を行うことで、災害対応力の向上を図るなど、業務継続体制を強化する必要がある。

【相互応援体制の整備】（再掲）

・近隣都市等との間で締結している災害時の相互応援協定について適切な運用を行い、災害時には、応援を迅速かつ効果的に受けることができるよう、受援体制の整備を行う必要がある。

【首都直下地震等への対応】

・首都直下地震等が発生した場合、東京圏における人的・物的被害や経済被害は甚大になると予想され、我が国の存亡に関わる喫緊の根幹的課題となっていることから、首都機能のバックアップへの対応などについて、県及び近隣市町と連携しながら検討する必要がある。

4 必要不可欠な情報通信機能は確保すること

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

【電源の確保】

・災害発生後の迅速かつ的確な情報収集・伝達及び関係機関相互の情報共有を図るため、関係機関が設置している非常用発電機の老朽化対策を促進するなど、災害時に安定した電源を確保する必要がある。

【情報の収集，伝達体制の確保】（再掲）

・災害発生時に国，県，市，防災関係機関相互の迅速かつ的確な情報の収集・伝達を確保するほか，MCA 無線の配備や消防救急デジタル無線の導入等を実施してきか，より効果的な体制を確立する必要がある。

【市民等への災害情報の伝達】（再掲）

・市民等への情報伝達手段として，防災情報メール配信や緊急速報メール，防災行政無線，ラジオ等を活用するとともに，災害情報共有システム（Lアラート）の適切な運用，地理空間情報の活用など，地域の実情や地震・豪雨など災害に応じた多様な方法による災害情報の伝達手段を確立する必要がある。

5 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせないこと

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の経済活動の停滞

【本社機能等の移転】

・我が国全体の強靱化に貢献する観点から、首都直下地震等、首都機能に甚大な被害を生じる災害が発生した場合でも、事業継続が担保されるよう東京圏等に立地する企業の本社機能等の移転促進に向けた取組を図る必要がある。

5-2 高速道路や新幹線等基幹的陸上交通ネットワークの機能停止

【道路の防災・減災対策】

・災害発生時においても安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路防災危険箇所のうち、過去に災害履歴がある箇所や事前通行規制区間の解消が求められる箇所について、防災・減災対策を実施する必要がある。

【緊急輸送体制の整備】（再掲）

・災害発生時に、被災地域へ救援物資等を迅速かつ確実に輸送できるよう、国、県、関係機関と連携しながら、緊急輸送体制を整備する必要がある。

【緊急輸送道路等の整備】（再掲）

・緊急輸送道路に指定されている路線等について、計画的な整備、維持管理に努めるとともに、より円滑な輸送体制の確保を図るため、関係者間で協議の上、随時指定路線の見直し等を行う必要がある。

【道路啓開体制の整備】（再掲）

・緊急輸送道路の途絶を迅速に解消するため、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有体制の整備を図る必要がある。

【交通結節点への連携強化】

・災害発生時においても交通結節点への安全かつ円滑な通行を確保するため、交通結節点に直接接続し、円滑な乗り換えや乗り継ぎの確保に必要となる幹線道路の整備や、交通広場などの代替輸送車両等の滞留の用に供する空間の整備を推進する必要がある。

【空中輸送体制の整備】

・災害発生時に陸上輸送に支障をきたす場合に備え、臨時ヘリポートの選定等、関係機関等と連携しながら必要な措置を講じる必要がある。

5-3 食料等の安定供給の停滞

【物資、資機材等の備蓄・調達体制の整備】（再掲）

- ・被災市民等の生活を確保するため、計画的な現物備蓄の推進や事業者等との協定などに基づく流通備蓄により、食料、飲料水、生活必需品や防災用資機材を確保する必要がある。
- ・災害時の医療救護の迅速な対応を図るため、医療機関等と連携しながら、医薬品、資器材等の計画的な備蓄を推進する必要がある。
- ・緊急医療の迅速な対応を図るため、医療機関、医薬品卸売業者等と連携しながら、医薬品、資器材等の計画的な備蓄を推進する必要がある。

【農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化】

- ・災害発生時の被害を最小限におさえるため、農業用ダム、頭首工等の維持管理計画の定期的な見直しや管理技術者の育成・確保など、管理体制の強化を促進する必要がある。
- ・農業用施設等の異常な兆候への早期対応を図るため、施設管理者による平常時における点検を促進する必要がある。
- ・農林水産業共同利用施設（加工施設、種苗生産施設等）について、農業協同組合等の管理者による平常時からの適切な施設管理を促進する必要がある。

6 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること

6-1 電力供給ネットワークや石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

【ライフラインの災害対応力強化】

・災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、電気、ガス、水道などのライフライン関係機関と連携しながら、発電施設、ガス導管網の耐震化、危険物施設における緊急時に備えた訓練の実施など、災害対応力を強化する必要がある。

【エネルギーの自立分散化】

・大規模災害発生時において、長期停電を回避するための電源確保が重要であることから、太陽光発電等の再生可能エネルギーやコージェネレーションの利活用を促進し、自立分散型エネルギーの普及拡大を図る必要がある。

6-2 水道、汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

【水道施設の耐震化】

・災害発生時においても、市民生活への影響を最小限に抑えるため、上水道の基幹施設や基幹管路の耐震化を推進する必要がある。

【下水道施設の耐震化】

・大規模地震発生時に下水道の機能停止による公衆衛生問題や下水道施設の破損による交通障害の発生を防止するため、下水道施設の耐震化を図る必要がある。

【農業集落排水施設の老朽化対策】

・災害発生時においても、継続的に汚水処理機能を確保するため、機能診断の実施を踏まえた老朽化対策等を着実に進めていく必要がある。

6-3 道路や鉄道・バス等地域交通ネットワークが分断する事態

【道路の防災・減災対策】（再掲）

・災害発生時においても安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、災害履歴がある箇所や事前通行規制区間の解消が求められる箇所について、防災・減災対策を実施する必要がある。

【道路施設の応急復旧体制の整備】

・建設業者と施設の維持管理業務委託契約を締結し、あらかじめ各建設業者が担当する区域等を定めることにより、迅速に応急対策を行える体制を整備する必要がある。

【緊急輸送体制の整備】（再掲）

・災害発生時に、被災地域へ救援物資等を迅速かつ確実に輸送できるよう、国、県、関係機関と連携しながら、緊急輸送体制を整備する必要がある。

【緊急輸送道路等の整備】（再掲）

・緊急輸送道路に指定されている路線等について、計画的な整備、維持管理に努めるとともに、より円滑な輸送体制の確保を図るため、関係者間で協議の上、随時指定路線の見直し等を行う必要がある。

【道路啓開体制の整備】（再掲）

・緊急輸送道路の途絶を迅速に解消するため、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有体制の整備を図る必要がある。

【交通結節点への連携強化】（再掲）

・災害発生時においても交通結節点への安全かつ円滑な通行を確保するため、交通結節点に直接接続し、円滑な乗り換えや乗り継ぎの確保に必要となる幹線道路の整備や、交通広場などの代替輸送車両等の滞留の用に供する空間の整備を推進する必要がある。

【農林道の整備】

・災害発生時に迂回路として活用しうる農道や林道を把握し、整備を進めるなど、避難路を確保する必要がある。

7 制御不能な二次災害を発生させないこと

7-1 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

【農業水利施設の老朽化対策及び耐震化】

・被災した場合に影響が大きい基幹的農業水利施設の損壊等による被害を防止するため、老朽化対策や耐震化等の対策を推進する必要がある。

【河川管理施設の長寿命化対策】（再掲）

・現在策定中の河川管理施設に係る長寿命化計画等に沿って、市が管理する堤防・護岸、樋門・樋管などの計画的・効果的な維持管理を実施するとともに、施設の長寿命化対策を行う必要がある。

7-2 有害物質等の大規模拡散・流出

【有害物質等の拡散・流出対策】

・地震発生時における倒壊建屋等からの有害物質の拡散・流出や近隣県の原子力発電所等における異常事態等による健康被害や環境への悪影響を防止するための対策を進める必要がある。

7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【農地・農業用水利施設等の適切な保全管理】

・農業・農村が有する国土の保全，水資源の涵養，自然環境の保全，良好な景観の形成等の多面的機能が発揮されるよう，地域の共同による農地・農業用水利施設等の保全活動や地域における生産活動への支援等を推進する必要がある。

【森林の適切な整備・保全】

・森林が有する林産物の供給，水資源の涵養，山地災害の防止等の多面的機能の維持・増進を図るため，造林，間伐等の森林整備や治山対策，森林ボランティア等による保全活動や環境教育等を推進する必要がある。

8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【災害廃棄物の処理体制の整備】

・県や関係機関等と連携し、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するための体制を整備する必要がある。

【地籍調査の促進】

・被災後の迅速な復旧・復興が可能となる現地復元性のある地図を整備するため、地籍調査の推進を図る必要がある。

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【復旧・復興を担う人材の育成・確保】

・建設業における高齢化の進行や、離職者の増加、若年入職者の減少による担い手不足により、技能継承の阻害が懸念されることから、将来の建設業を担う技能労働者等の育成・確保を図る必要がある。

【災害ボランティアの活動体制の強化】

・災害ボランティアの活動を支援するため、主体となる社会福祉協議会との情報共有やボランティアの確保、資質向上のための各種研修、訓練等を実施する必要がある。

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【防災意識の高揚，防災教育の実施】

・災害発生時に市全体で円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう，市民の防災意識の高揚に努め，児童・生徒及び教職員，防災上重要な施設（病院，ホテル，大規模小売店舗等不特定多数の者が利用する施設など）の管理者及び職員に対する防災教育を実施するとともに，県及び関係機関や民間団体等との連携強化を図る必要がある。

【地域防災力の向上】（再掲）

・災害発生時に，地域で対応できる体制を整えるため，自主防災組織の育成・強化や消防団の充実・強化など，地域防災力を向上させる必要がある。

【業務継続体制の整備】（再掲）

・平成26年3月に策定した「宇都宮市業務継続計画【震災編】」の実効性を高めるため，業務内容や施設設備に変更等があった場合には，必要な計画の改定を行うほか，訓練等の実施，検証を通じ，継続的な改善を行うことで，災害対応力の向上を図るとともに，本市の業務継続体制を強化する必要がある。

【外国人対策】（再掲）

・災害発生時に外国人の安全を確保するため，防災に関する情報の多言語化や，災害時における通訳ボランティアの確保など，県と連携しながら支援体制を整備するとともに，行政職員及び市民に対して災害時における外国人支援の必要性についての意識啓発や，外国人自身の防災への意識の向上を図る必要がある。

【居住の維持・集約】

・人口減少や居住地の低密度化に伴う地域の連帯やコミュニティの衰退によって，地域防災力の低下が懸念される。